

2環地環第15号
令和2年4月9日

各認証審査機関 御中

東京都環境局地球環境エネルギー部
環境都市づくり課長
(公印省略)

東京ゼロエミ住宅の認証審査における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止について（協力依頼）

平素より東京都の環境都市づくり行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症のまん延に関し、都では、令和2年4月7日から同年5月6日まで緊急事態措置として「徹底した外出抑制」等をお願いしております。

このため、東京ゼロエミ住宅の認証審査についても、下記の事項に留意して行っていただくようお願いいたします。さらに、認証審査を円滑に実施するため、建築主等からの相談に応じて柔軟な対応を検討していただくよう併せてお願いいたします。

なお、一般社団法人住宅生産団体連合会、一般社団法人JBN・全国工務店協会及び東京ゼロエミ住宅導入促進事業（以下「導入促進事業」という。）における助成金の交付事務を行う公益財団法人東京都環境公社に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

- 1 申請書等の提出にあつては、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号。以下「要綱」という。）第21条による電子申請など、各認証審査機関が定める、持参以外の方法による提出についても併せて建築主に案内するようお願いいたします。なお、同条の提出は、郵便等による提出も含みますので、貴機関が受領可能である提出方法を建築主等に案内するようお願いいたします。
- 2 工事完了検査の実施については当面の間、要綱第17条第2項の目視又は計測が困難なときに該当するものとして、第1項又は第2項による工事完了検査を実施することができるものとします。このため、工事完了検査の実施方法について、建築主等と相談するなど柔軟な対応をとるようお願いいたします。
- 3 東京ゼロエミ住宅における工事完了検査は竣工後又は引渡後でも行うことができるため、このような方法についても検討するよう建築主と相談してください。また、新型コロナウイルス感染症がまん延しているなか、やむを得ず他の法令等に基づく目視又は計測と合わせて工事完了検査を実施する場合は濃厚接触を防ぐなど、感染拡大防止策を工夫したうえで実施してください。

- 4 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う建材等の供給停滞による工期延伸に係る東京ゼロエミ住宅の認証に関する工事完了検査について（通知）（令和2年3月16日付31環地環第254号）についても引き続き運用してまいります。
- 5 要綱第17条第2項の工事完了検査を経て交付した東京ゼロエミ住宅認証書であっても、導入促進事業において従前と同様の取扱であることを東京都環境公社に確認しています。

問合せ先

（認証制度に関すること）

環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課

03-5388-3515

（導入促進事業に関すること）

環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課

03-5388-3533